関西生コン弾圧事件ニュース　NO.43　2020年9月30日

＜本号２ページ＞

憲法違反の保釈条件取り消せ

団体署名1857通を提出

●9/28和歌山地裁、9/29大津地裁

組合活動を禁止する保釈条件取り消しを求める団体署名を９月28 日和歌山地裁、同 29 日大津地裁に提出した。

平和フォーラムの藤本泰成共同代表は「短期間にこれだけの署名が集まったのは、全国の労働組合や市民団体が強い危機感をもってこの問題を受け止めているからだ。その意味を真剣に受け止め、ただちに保釈条件を改めるべきだと担当裁判官に伝えてほしい」と申し入れた。

７月から開始した署名活動には、平和フォーラムの各地方組織や自治労、日教組、全港湾をはじめとする単産、Ｉ女性会議など市民団体が積極的なとりくみをすすめてくれた。また、29 日は滋賀、京都の労組、市民団体が抗議集会を開いてくれた。心から感謝申し上げたい。（写真上は和歌山地裁前、下は大津地裁前）

また、署名提出の２日前、京都新聞がこの問題を取り上げる記事を掲載した。（２ページ参照）

●予断と偏見

それにしても裁判所の対応はひどかった。事前に申し入れていたのに裁判所総務課のカウンター前で立ち話で済ませようとする。失礼ではないかと抗議されて打ち合わせデスクで申し入れを聞くようになったが、大津地裁はヘラヘラ笑い、「はい、はい、はい」を連発して見下した態度をとった。組合側からたしなめられて慌てて真顔になったが、職員個人の資質というより、裁判所がどれほど予断と偏見をもって労働組合をみているかのあらわれだというほかない。より強く、広く、大きな運動と世論をつくらねばと痛感させられた。

＊＊

大阪府労委で勝利命令あいつぐ

9/28一日で4件、大阪広域協の不当性あきらかに

前号既報のとおり、９月 28 日、大阪府労委は、ナニワ生コン事件で懲戒解雇無効の救済命令を下したが、この日はほかにも、寝屋川コンクリート事件、旭生コン事件、三和商事事件の３件で救済命令が出されている。いずれも 2018 年１月、大阪広域協組の指示が出されたのちに、関生支部の労働者供給事業による日々雇用運転手の受け入れを停止したことを不当労働行為と認定したもの。

府労委の勝利命令はこれで合計９件となった。

発行：全日建（全日本建設運輸連帯労働組合）　お問い合わせ０３－５８２０－０８６８

９月26日京都新聞 ▶

関西生コン役員ら逮捕

保釈条件取り消し要請へ

全日本建設運輸連帯労働組合関西生コン支部（関生支部）の役員らが恐喝未遂容疑などで滋賀県警などに逮捕、起訴された事件で、同組合と支援者らが大津地裁と和歌山地裁に対し、組合員間の接触を禁じた保釈条件を取り消すよう求める要請書と全国1800団体の署名を近く提出する。

一連の事件では、生コンミキサー車の運転手らが加入する関生支部の組合員が滋賀県内の建設工事を巡り、支部と協定を結ぶ生コン業者から生コンの供給を受けるよう求めたことを強要未遂として滋賀県警が武建一委員長を逮捕して以来、京都や大阪、和歌山の各府県警に延べ89人が逮捕、同71人が起訴された。

このうち、計19人の被告に対し大津地裁と和歌山地裁が付けた保釈条件は、組合事務所の立ち入りや組合員との面会、メールなども含めた連絡など、一切の接触を禁じている。

このため会議や打ち合わせなどの日常的な労働組合活動ができなくなっている状態という。同組合はこの保釈条件について、憲法や自由人権規約などの国際法で保証された正当な労働組合活動を妨害していると訴えている。

既に弁護団は保釈条件見直しを各裁判所に申し立てており、全国の市民団体や労働組合などから保釈条件の取り消し要請に賛同する署名が寄せられたという。

青山学院大の申惠丰教授（国際法）は保釈条件について、国際労働機関（ＩＬＯ）憲章上の結社の自由にも反すると指摘。ＩＬＯの「結社の自由委員会」の先例法では「労組との関わりを理由に移動の制限や自宅軟禁などの制裁を科してはならない」とされており、保釈条件は取り消すべきとしている。

（日比野敏陽）